

# I 第11回WGの意見等報告

2014年12月11日

輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社





# 1. 第11回WGにおける意見等報告（航空） -

項番	議題	項目	意見・要望等	検討内容（回答）
1	資料2	サブWG検討結果1： 輸出関連業務（SIR/EIR） 及びインボイス業務（IVA） の改善（中間報告）	意見なし。	提案どおり進めさせていただきます。
2	資料3	サブWG検討結果2： 損害保険業務のシステム化	（委員意見）（航空 通関・物流等WG委員） 利便性向上に寄与するので、是非実施いただきたい。	提案どおり進めさせていただきます。
3	資料4	輸出入申告における入出力項目 の見直し<1>	既存項目の見直しについて 識別符号種別の追加、原産地証明書識別の4桁化、 審査区分の4桁化  （委員意見）（航空 通関・物流等WG委員） 識別符号について、個別取引形態の詳細を確認することは困難であるため、書類上で判断可能な程度の細分化に留めていただきたい。また、原産地証明書識別の4桁化については、通関業者が分かりやすいコード体系となるようお願いしたい。	関税局・税関にお伝えいたします。
			見直しの取止め（必須化の提案を取止め） 郵便番号、インボイス番号  （委員意見）（航空 通関・物流等WG委員） 実施困難な項目であったため歓迎する。	ご意見を踏まえ検討を進めさせていただきます。
			（委員意見）（航空 通関・物流等WG委員） 航空システムにおいても、海上同様にB/L番号の複数入力を可能とするよう検討をお願いしたい。現状で複数HAWBで1インボイスの貨物は存在する。 現在はマニュアル申告を行う必要があるが、システム申告できることが望ましいと考えている。同時に貨物情報管理ができることが理想だが、システム申告のみの対応でも利便性に寄与すると思われる。	1インボイスに対し、複数HAWBとなるケースは稀であること、また、開発規模が大きくなることから、費用対効果の面から対応いたしません。
			（委員意見）（航空 更改専門部会委員） 第11回航空WGの中で複数の委員様が強く要望されていたが、現在でも2B/L1申告があるのか疑問である。前回の更改でHAWBとMAWBの紐付けを無くしたと記憶しているが、フォワーダーは、貨物が分かれて違う便で搭載してもMAWBは変わらないため、2B/Lにはならない。一方、インテグレーター様は、貨物が分かれて違う便で送られると、違うMAWBになり、シノニムが立ち、2B/L1申告となりマニュアル申告することとなる。これを解消するために前回の更改でMAWBとHAWBの紐付けを無くしたと記憶している。そもそもAIRの輸入は、HAWB番号がキーになっていると思っている。	
			（要望）（関係団体）（海上 通関WG委員） 新規追加項目として欄部に事前教示（分類）（原産地）が検討されているが、必須項目にせず任意項目としてほしい。輸入者の依頼で自社の通関業者で事前教示を取得したものは管理可能だが、自社以外で取得した事前教示の有無は輸入者より連絡がこない限り把握できないため。	「事前教示（分類）（原産地）」欄につきましては、任意項目として検討しております。
（要望）（関係団体）（海上 通関WG委員） 既存項目の見直しで欄部の原産地証明書識別の桁数を4桁に増やすと共に、コード体系の見直しを行うと有るが、既に使用しているコードに関しては現状のまま移行できるようにしてほしい。	現行1桁で使用しているコードを次期においてもそのまま1桁で使用することはできません。			

# 1. 第11回WGにおける意見等報告（航空） -

項番	議題	項目	意見・要望等	検討内容（回答）
3	資料4	輸出入申告における入出力項目の見直し<1>	<p>（委員意見）（関係団体）（海上 通関WG委員）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・税関事務管理人について番号入力すれば名前が出力できるようにしていただきたい。</li> <li>・識別符号の種別が追加されるとのことだが、こういった理由なのか？</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・税関事務管理人：税関事務管理人受理番号から税関事務管理人名をシステムで補完することは行いませんが、税関事務管理人輸出入者番号から税関事務管理人名をシステムで補完できるよう検討しております。</li> <li>・識別符号：通関時の適正な審査の観点から、通関等多様な申告形態に対応するため種別を追加します。</li> </ul>
			<p>（意見）（航空 通関・物流等WG委員）</p> <p>I D A等入力項目については、簡素化する考えも取り入れつつ検討して頂きたい。</p>	<p>ご意見を踏まえ検討を進めさせていただきます。</p>
			<p>（現状）</p> <p>（他法令）共通管理番号の次の欄 食品 植防 動検 現状でこの欄には1申請の場合はY、2申請以上の場合は2～7の数字を入力するようになっているが、申請数が7以上の場合が結構ある。</p> <p>（要望）（航空 通関・物流等WG委員）</p> <p>数字を二桁入力していただき、上限99迄入力可能にする。</p>	<p>検討いたします。</p>
4	資料5	輸出取止め再輸入手続きのシステム化	<p>（委員意見）（航空 更改専門部会委員）</p> <p>現在、この部分のみマニュアル申告となっており大変素晴らしいシステムである。次期更改といわず、是非現行N A C C Sプログラム変更で対応して頂きたい。</p>	<p>本案件につきましては、開発規模が大きいためから次期システムで対応いたします。</p>
			<p>（委員意見）（航空 通関・物流等WG委員）</p> <p>利便性向上に寄与するので、是非実施いただきたい。</p>	<p>提案どおり進めさせていただきます。</p>
			<p>（質問）（関係団体）（海上 通関WG委員）</p> <p>輸出取止め再輸入が輸出許可日当日に実施された場合、呼び出し業務は実施可能か？ また、その場合で再輸入申告が撤回された場合は後続業務が実施可能と理解してよいか？</p>	<p>輸出取止め再輸入が輸出許可日当日に実施された場合、「輸出取止め再輸入申告事項呼出し（E E B）（仮）」業務は実施可能です。また、再輸入申告が撤回された場合、後続業務も実施可能です。</p>
5	資料6	事項登録・確認業務の追加について<3>	意見なし。	提案どおり進めさせていただきます。
6	資料7	1MAWBあたりのHAWB件数の拡大（輸出・輸入）<2>	<p>（委員意見）（航空 通関・物流等WG委員）</p> <p>利便性向上に寄与するので、是非実施いただきたい。</p>	提案どおり進めさせていただきます。

# 1. 第11回WGにおける意見等報告（航空） -

項番	議題	項目	意見・要望等	検討内容（回答）
7	資料8	項番 : 49,68 区分1 : 航空・海上 区分 : 通関 要望元 : 事務所個別 業務コード : I D A 検討要否 :	（要望内容） 項番49：担保の適用日は、申告予定日としてほしい。 項番68：輸入申告事項登録（I D A）業務について、包括保険登録番号は適用日に関わらず、入力できるようにしてほしい。  （検討状況） 検討する  （要望）（関係団体）（海上 通関WG委員） 項番49,68で担保、包括保険等適用日前でも事項登録が可能な項目について、併せて検討するとなっているが、追加要望として包括保険で今回検討している期限管理（期限切れ2週間前を過ぎれば期限切れ注意喚起がされる。）を包括評価に関しても追加で検討していただきたい。（申告予定日での期限管理で希望）	検討いたします。
8	資料8	項番 : 89 区分1 : 航空・海上 区分 : 通関 要望元 : 日海貨 業務コード : M O A 検討要否 :	（要望内容） M O A業務に抹消上の整理番号・車体番号を入力する際、以前のN A C C Sと同様に、入力した順番で登録できるようにしてほしい。  （検討状況） 入力順で表示できるよう検討いたします。  （委員意見）（関係団体）（海上 通関WG委員） 1申告で複数の車両がある場合、インボイス記載の順番でM O A登録しているが許可書では整理番号順に変わって見づらい。入力順で表示できるよう検討いたします。とのことですが併せてI M O（輸出自動車情報照会）をした際にもM O Aで登録した順番通りに照会できるように追加検討していただきたい。現在は、輸出自動車登録M O A業務にて送信後、照会情報I M Oにてチェック作業を行っているが、M O Aで登録した順番でI M O表示されず、「輸出整理番号の若番順」となって表示される。車両台数の多い場合、抹消証明との対照に不便なため、M O A入力をそのままI M Oへ反映して照会情報表示されるようにしていただきたい。	検討いたします。
9	資料8	項番 : 97 区分1 : 航空・海上 区分 : 通関 要望元 : 日本貿易会 業務コード : - 検討要否 : K	（要望内容） I S・I S W通関機能のA E O対応機能の新設 加盟個社が取扱う煙草の輸入に関して、現在I S・I S W通関で対応しているが、現行N A C C S上では、I S・I S Wによる申告がA E Oでの引取申告・納税申告にリンクする機能が備わっていない。そのため、I S・I S Wによる申告手続を行う煙草のA E O輸入取得を検討している社にとっては、大きな障害になっている。I S・I S W通関を実施する機能がA E O通関に対応していないため、1週間に1度大量の煙草が輸入される都度、通関業者がマニュアルでIC通関を実施することになり、コスト、時間を費やすだけでなく、実務面においても大変非効率である。  （検討状況） 「I S・I S W通関におけるA E O対応機能の新設」にて検討  （委員意見）（関係団体）（海上 通関WG委員） 日本貿易会より要望として蔵入承認等の後続業務の可能化検討とともに【I S・I S W通関におけるA E O対応機能の新設】を検討するとなっている。通関業者からも実現できるよう要望する。現状は特例輸入者より依頼された貨物であるにもかかわらずI S・I S WがA E Oに対応できないためI . C .通関で対応している。	I S・I S W通関におけるA E O対応機能を新設する方向で検討しております。